

企業法務への道（企業コースのカリキュラム案）

	コア	プラスα	演習科目
1年前期	憲法Ⅰ④ 民法Ⅰ（総則）④		オリゼミ②
1年後期	民法Ⅳ（債権各論）④ 刑法Ⅰ④【必履修】	憲法Ⅱ④ 裁判法②	基礎演習②
2年前期	会社法④【必履修】 民法Ⅱ（物権）④	租税法④ 知的財産法Ⅰ② 知的財産法Ⅱ②	
2年後期	商法総則・商行為法④ 民法Ⅲ（債権総論）④	環境法② 法律実務②	
3年・4年前期	手形・小切手法④ 労働法④	民事訴訟法④ 民法Ⅴ（親族）② 破産法④	専門演習Ⅰ・Ⅱ
3年・4年後期	消費者法④	金融商品取引法② 民法Ⅵ（相続）② 経済法④ 社会保障法④	専門演習Ⅰ④・Ⅱ④

赤字：専門必修科目【全コースで必修、計12単位】

緑字：専門選択必修科目（企業コース）【36単位必要。36を超えた分は専門選択科目（32単位必要）として数える】

青字：専門選択科目（企業コース）【32単位必要】

「コア」の専門選択必修科目をすべて履修した場合の取得単位（企業コースの場合）

専門選択必修（必要36）	専門選択（必要32）
36	0

企業法コースの専門選択必修科目として必要な36単位が確保される。

「プラスα」の科目または専門演習Ⅰ・Ⅱからさらに32単位を選んで取得することで、専門選択科目として必要な32単位に達する。

各コースで履修することを要する単位のさらに詳細については、『履修の手引』を確認のこと。

企業法務への道

「法」の字は水に去を合わせたもので、「水」は高さが等しい均衡の象徴、「去」とはそんな水平を乱した者が追放されることを指している（字源には諸説あることはおことわり申し上げる）。それゆえ法の字はもともと刑罰を意味するものであるが、現代は公法よりも私法の時代、国の法より企業の法の時代である（以上、商法担当者による我田引水）。実際、法学の対象が公の法に限られるものだったら、その門戸は「士大夫」にしか開かれていないだろう。現代の日本で、全国で法学部の扉が広く開かれているのは、市民の法、私法の領域が大幅に広がっていることが理由である。そして、そのような私法が適用される場面は、民法だけが適用されるような個人対個人の取引は実際には稀で、少なくとも一方当事者が企業（株式会社など）であるような取引が多数を占めているのである。

このことは亜細亜大学法学部の卒業生の進路にも表れている。なんといっても多くの学生は、いずれかの企業に就職するのだから、そこで考慮される日本の法律について知識を有することは、法学部卒の「人材」（人間を道具扱いするようで好きな言葉ではないが、あえて使用）に当然求められる。

民間企業への就職は予定していない、という人もいるだろう。しかし、あなたの所属する団体が取引をする相手は、おそらく民間企業である。どのみち、企業取引の法をまったく無視することはできない。そのうえ、組織を運営する法も、会社という企業組織において著しく発展した（会社法）。企業組織の法を学ぶことは、すべての組織の法に通じる。

就職もするつもりがない、という人もいてもよい。とはいえ、JR も Amazon も ヤマト運輸も企業である。現代社会に生きている限り、企業のことは無視できない。

以上の理由で、企業に関わるつもりがない人も、亜細亜大学法学部の企業コースで、企業が考えていることを知るべきである。「コア」にはそのような科目を選んだ。これらの知識を備えた人は、企業の中でも貢献できるだろう。そのうえで、企業内部でときに必要となる法律を学んでいるとすれば頼もしい。「プラスα」に挙げたのはそのような科目である。このカリキュラムを通じて「企業法務」を目指すといえは仰々しいが、程度の差はあれ、現代を生きる者はだれでも企業の法を知るべきである。企業に属して行為するときにはせよ、企業を相手に行為するときにはせよ。

——法は、知者たちのために存する、かれらが不正をしないようにではなしに、不正をされないように。

出隆・岩崎允胤訳『エピクロス—教説と手紙』（岩波書店、1959年）124頁